

北播磨県民局 行政手続オンライン化推進方策【総括表】

1 実施計画（令和3年度～令和5年度）

(1) 年間400件以上の申請等がある手続（以下、主要手続）
該当なし

(2) 総手続

令和4～5年度は、新たに **137** 手續（**0→137**）をオンライン化し、オンライン実施率 **+100%** (**0.0%→100%**) を目指す

オンライン化実績（R3）

区分	手続数	オンライン実施		
		R3初	R3末(ア)	差引
対象手続	101	0	0	+0
	主要手続	0	0	+0
	主要手続以外	101	0	+0
	実績なし手続	74	0	+0
総計	175	0	0	+0

オンライン化実施計画（R4～R5）

区分	手続数 (A)	オンライン実施			上段：手続数(B)			下段：オンライン実施率		
		R4初(イ)	R4末	差引	R5末	差引	合計			
対象手続	33	0 (0.0%)	33 (100.0%)	+33 (+100.0%)	33 (100.0%)	+0 (+0.0%)	+33 (+100.0%)			
	主要手続	0 (0.0%)	0 (0.0%)	+0 (+0.0%)	0 (0.0%)	+0 (+0.0%)	±0 (±0.0%)			
	主要手続以外	33 (0.0%)	33 (100.0%)	+33 (+100.0%)	33 (100.0%)	+0 (+0.0%)	+33 (+100.0%)			
	実績なし手続	104 (0.0%)	104 (100.0%)	+104 (+100.0%)	104 (100.0%)	+0 (+0.0%)	+104 (+100.0%)			
総計	137	0 (0.0%)	137 (100.0%)	+137 (+100.0%)	137 (100.0%)	+0 (+0.0%)	+137 (+100.0%)			

※(ア)と(イ)との数値の差は、手続の廃止・追加・移管や年間処理件数の増減等によるもの

2 推進体制

区分	職務	担当職
オンライン化推進責任者	本推進方策にかかる行政手続オンライン化の責任者	北播磨県民局長

3 令和4年度～令和5年度でオンライン化に取り組む手続：別紙1のとおり

4 オンライン化に向けて継続的に検討が必要な手続（主要手続のうち「3」以外）：該当なし